

[指定管理者候補者等の選定例]

- 1 委員会が書類審査等により、選定基準に達している応募者を選定対象者とする。
- 2 選定対象者が単独の場合は、当該対象者を指定管理者候補者として選定する。
- 3 複数の選定対象者が存在する場合は、順位付けを行い、指定管理者候補者と次点者を選定する。

選定基準

- 1 各選定項目（5を除く）すべてについて、全選定委員の平均点が5割以上であること。
- 2 全選定委員の合計点の平均点が6割（60点）以上であること。

ケース1 応募者が指定管理者候補者とならない場合

選定項目	1	2	3	4	5	6
配点	<u>15点</u>	40点	20点	10点	—	5点
全委員の平均点	<u>6点</u>	20点	15点	7点	—	3点

- ・選定項目1について、全委員の平均点が基準点（5割）以下である。
- ・この場合、選定対象者とならないため指定管理者候補者として選定しない。

ケース2 応募者が単独で選定対象者となり指定管理者候補者となる場合

選定項目	1	2	3	4	5	6
配点	15 点	40 点	20 点	10 点	—	5 点
全委員の 平均点	8 点	20 点	15 点	7 点	—	3 点

かつ

委員名	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	計	平均
配点合計	100 点	100 点	100 点	100 点	100 点	500 点	100 点
評点合計	50 点	70 点	60 点	60 点	60 点	300 点	60 点

・各選定項目（5を除く）すべてにおいて、全選定委員の平均点が5割以上であり、全選定委員の合計点の平均点が6割以上であるため、選定対象者とし、指定管理者候補者として選定する。

ケース3 選定対象者が複数存在し、順位の重複がない場合

- ・ 応募者 A を指定管理者候補者、応募者 B を次点者として選定する。

	応募者 A	応募者 B	応募者 C	応募者 D	応募者 E
順位結果	1 位 3 人	1 位 2 人	—	—	—

ケース4 選定対象者が複数存在し、順位に2者の重複がある場合

- ・ 1位の多い応募者Aと応募者Bのうち、2位の多いAを指定管理者候補者、Bを次点者として選定する。

	応募者A	応募者B	応募者C	応募者D	応募者E
順位結果	1位2人	1位2人	1位1人	—	—
	2位2人	2位1人	2位2人	—	—

ケース5 選定対象者の順位に3者の重複がある場合

- ・ 1位の多い応募者Aを指定管理者候補者、1位が同数の応募者B、応募者C及び応募者Dのうち、2位が多いBを次点者として選定する。

	応募者A	応募者B	応募者C	応募者D	応募者E
順位結果	1位2人	1位1人	1位1人	1位1人	—
	2位3人	2位2人	—	—	—